

第7回 府中市総合計画審議会会議録（要旨）

■開催日時 平成24年11月30日（金） 午後3時～5時5分

■開催場所 府中市役所北庁舎3階第6会議室

■出席委員 23名（50音順）

朝岡幸彦会長、奥真美副会長、臼井克寿委員、伊藤敏春委員、加藤雅大委員、小島壽一郎委員、小林清秀委員、崎山弘委員、田辺十二子委員、谷和明委員、都筑康夫委員、中島信一委員、奈良崎久和委員、西宮幸一委員、濱中重美委員、原智子委員、比留間利蔵委員、前田弘子委員、宮崎俊一委員、山上稔委員、山崎猛委員、吉川富士江委員、渡辺浩章委員

■欠席委員 7名（50音順）

川村英史委員、小山有彦委員、中村洋子委員、比留間敏夫委員、藤江昌嗣委員、盛康治委員、和気康太委員

■出席説明員等

吉野政策総務部長、古森政策課長、佐藤財政課長、高橋管理課長、大井政策課長補佐、武澤政策課主査、吉川政策課理事、河野政策課主任、パシフィックコンサルタンツ(株)山口氏

■傍聴者 1名

■議事日程

1 会長あいさつ

2 確認事項

(1) 第6回府中市総合計画審議会会議録（要旨）について

3 協議事項

(1) 「基本構想素案」の修正について

(2) 「基本計画素案」について

① 基本計画素案（骨子部分）

② 各施策の取組内容（生活・環境分野）

③ 各施策の取組内容（文化・学習分野）

4 その他

■ 会 議 録 (要旨)

○朝岡会長 ただ今から、第7回府中市総合計画審議会を開催いたします。まず、本日の審議会の傍聴の申出の状況はいかがでしょうか。

○事務局 本日の傍聴の申し出は1名です。

○朝岡会長 それでは、お諮りいたします。傍聴の申し出がございますが、傍聴を許可することにご異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

○朝岡会長 それでは、傍聴席にご案内をお願いします。

(傍聴者入室)

○朝岡会長 次に、本日の委員の出欠状況について、事務局より報告願います。

○事務局 本日は、事前に小山委員、中村委員、藤江委員、盛委員、和気委員から、都合により欠席との連絡を受けております。また、奥委員は若干遅れる旨の連絡をいただいています。

なお、本日の会議の開催の可否ですが、委員30名のうち、現在22名の委員が出席しており、定足数に達していますので、本日の会議は、有効に成立しています。

○朝岡会長 分かりました。次に、本日はじめて出席される委員さんがお出でするので、自己紹介をしていただきたいと思えます。

○崎山委員 今回はじめて出席いたします崎山と申します。前任の久芳委員が9月30日をもって教育委員長を退任し、10月1日の教育委員会で教育委員長に就任いたしました。私が引き継いで、この審議会に参加させていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○朝岡会長 ありがとうございます。それでは、お手元の次第に従って、議事を進めさせていただきます。本日は、5時頃を目途に終了いたしたいと思えますので、よろしくご協力をお願いします。はじめに、事務局から資料説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料1から資料6について説明)

なお、資料の一部に記載誤りがあり、2点について訂正させていただきます。

1点目は、資料3「基本構想素案」の37ページの1つ目の「市の役割」の3行目で、波線の「実行性」の文字については、「実行性」ではなく、「実効性」に訂正させていただきます。2点目は、資料5「前期基本計画素案(各施策の取組内容)」(生活・環境分野)の21ページの右下で、施策35「交通安全の推進」の(4)「主要な事務事業」で、1番目の事務事業について、事業名称「交通安全意識啓発事業」から「意識」を削除して「交通安全啓発事業」に訂正するとともに、取組の冒頭の文章「交通安全思想の普及を図るため」から「思想」を削除して「交通安全の普及を図るため」と訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

また、資料4の「基本計画素案（骨子部分）」については、開催通知送付後に、9ページ及び10ページの表が記載されたものを、8ページより11ページ分の差替えとして配付しています。

○朝岡会長 それでは、次に、2の「確認事項」の（1）ですが、第6回審議会会議録（要旨）については、事前に送付していますが、何か修正等の連絡が事務局にございましたでしょうか。

○事務局 委員からの修正等の連絡はありませんでした。

○朝岡会長 分かりました。それでは、修正等の申し出がありませんでしたので、「第6回府中市総合計画審議会会議録（要旨）」を確定することとし今後、事務局において市政情報公開室、ホームページ等で公開することといたします。

次に、協議事項に移ります。第4回起草委員会が、11月14日（水）に開催され、本日の協議事項の（1）「基本構想素案」の修正について及び（2）「基本計画素案」についてご協議いただいております。その報告をしていただき、委員の皆さんで協議いただきますが、まず、最初に、3「協議事項」の（1）「基本構想素案」の修正についての内容について、奥副会長に代わりまして、起草委員会副委員長の谷委員から報告をお願いしたいと思います。

○谷委員 それでは、奥委員長に代わりご説明いたします。資料2及び資料3をご覧ください。前回の審議会の指摘事項を起草委員会で再検討した結果です。修正箇所につきご説明します。まず、2の「審議会での指摘内容及び対応」に関して、資料3の第2章「まちづくりの主な課題」の3ページで、「病気予防」を「予防」に修正いたしました。

次に、8ページ、第3章「まちづくりの大綱」、I「分野別の基本目標」、1「健康・福祉」分野の（1）「健康づくりの推進」の「重点的取組」で、ご指摘があった「ワクチンの接種」に関しては、「適切な予防接種のための環境整備や…」と書き込むことにしたいと思います。

10ページの（3）「高齢者サービスの充実」では、「介護予防」というものに対する関心、意識というものの喚起、啓発といった表現を入れるべきとのご指摘に関して、「市民の役割」として、「気付く、取り組む」というものを取り入れることにしました。また、同ページの、「終末医療」については、「安心して在宅療養生活を送れるよう、在宅医療支援窓口の設置や緩和ケア、終末医療等の新しい医療ニーズにも応えられる体制づくりを図る」と修正しています。

11ページ、（4）「障害者サービスの充実」では、「めざすまちの姿」の1番目などで、「障害者」あるいは「障害のある人」という表現の不統一に関して、「障害のある人」という表現に改めて統一しています。また、2番目の、「障害を一つの個性として理解を深め」という表現は、障害が「個性」であるという考え方は一般的ではないということで、「障害に対する理解を深め」と変えています。同じく、「市民の役割」の2番目では、「障害のある人が困っていたら、ためらわずに声をかけ、手助けをする」というよ

うに修正しています。同じく「市の役割」の2番目については、資料3のとおり、「地域の中で自己実現と社会参加を図れるよう、働く機会や交流の場、活動の場等の提供を行うとともに」に修正しています。また、「重点的取組」についても、ご意見のとおり、「障害のある人が、自己実現、社会参加が図られるよう、就労支援と活動の場等の充実に努めます」及び「障害のある人が、地域の中で安心して快適に暮らし続けられるようなサービス基盤の向上に取り組みます」とそれぞれ修正しています。また、「市の役割」の2項目目「コミュニケーション支援」に関しても、ご指摘を受けて文言を追加しています。

次に2「生活・環境」分野では、18ページ(4)「循環型社会の形成」で、「ごみ」の表記をひらがなに統一しました。また、「生ごみの再資源化を反映させるべき」であるというご指摘に関しても付け加えています。

3「文化・学習」分野については、22ページの(2)「男女共同参画の拡大」に関して、ご指摘を受け、「重点的取組」における表現を変更しています。また、27ページ(7)「学校教育の充実」に関して、「学校教育」という表現ではなく、「公教育」という表現の方が分かりやすいのではないかとのご指摘でしたが、一方ではこういう表現が決っていて、表現を変えることはしないで、学校だけではなく地域、住民、保護者が教育を展開していくということ、基本計画の中で分かるようにしたいと思います。

4「都市基盤・産業」分野については、31ページの(2)「まちの拠点整備」について、「市の役割」で、「歩行者専用道路を視野に」とのご指摘を踏まえ、提案にあるとおりに修正したいと思います。

II「行財政運営の大綱」では、36ページ、(1)「市民の参画意欲を高める市政運営」について、審議会からの指摘ではありませんが、「市民の役割」で、「市政への関心が低い市民を巻き込み、共に市民協働を進める機運を高めていく」と修正することを提案します。37ページ、(2)「経営的視点に立った市政運営」の「めざすまちの姿」の1項目目で、「経営資源を効果的・効率的かつ公正に活用した」を「経営資源を効果的・効率的かつ適正に活用した」に表現を修正し、また、「市の役割」の1項目目で、「生産性の高い組織づくり」を「実効性の高い組織づくり」に修正したいと思います。また、3項目目の、「長期的な視点に立ち、将来世代に負担を残さないよう、市が保有する公共施設や社会資本などの公共資産の維持管理および更新を推進する」に修正したいと思います。これらの修正については、起草委員会で協議した中での表現上等の変更です。38ページの(3)「継続的かつ安定的な市政運営」では、「重点的取組」で、審議会にて、あまりにも具体的な表現であるとの指摘を受け、内容に合うように、「市民の目線による窓口対応の改善に向けて…」との文章に修正することを提案いたします。

最後に、第4章「基本構想の実現に向けて」では、審議会からの指摘ではありませんが、40ページの1「まちづくりのあり方」の文書中「解決のために」の表現で記載誤りがあったため、「解決するために」と修正したいと思います。また、「市の役割」につ

いて、連携における市の役割を明記してほしいというご指摘に関しては、「近隣の大学や事業者などの地域貢献活動を促進し、必要な支援を行う」と追加することを提案いたします。41ページのイメージ図については、「重点プロジェクト」の位置付けが分かりにくい部分がありましたので、図のように修正したいと思います。

その他として、審議会からの指摘ではありませんが、「基本構想」と「基本計画」との関係が分かりづらいとの意見があり、協議の結果、資料3の「基本構想素案」の目次の後に、「総合計画について」の説明を入れ、市民に分かりやすく修正することを提案いたします。

○朝岡会長 ただ今説明いただいた事項は、資料2及び資料3の内容を説明いたしました。基本的には、審議会からの指摘事項に対応した表現になっています。指摘に対し提案というかたちで、表現等を起草委員会、事務局で持ち帰り、若干表現が異なりますが、ご指摘の趣旨を踏まえ、このように修正等させていただきました。ご指摘いただいた意見はほぼ反映されていると思います。大きな齟齬がなければ、この修正をご承認いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

○朝岡会長 それでは、これで「基本構想素案」を確定したいと思います。

続いて、(2)「基本計画素案」についてご協議いただきたいと思います。まず、①「基本計画素案(骨子部分)」について起草委員会からご提案をお願いいたします。

○谷委員 先ほど承認いただきました「基本構想素案」を踏まえて、具体的な施策につなげていくこととなります。先ほど、資料3のP41で総合計画の全体像を確認いただきましたが、各「施策」と「主要な事務事業」を考え、分野ではなくテーマに重点を置いた「重点プロジェクト」というものを考えていくわけです。それを考えていくための基本的な問題として資料4をご覧いただきたいと思います。

1ページ、第1章では、基本計画を前期と後期に分けて策定することを述べています。

2ページ以降は、その前期計画の前提として、第2章「財政状況・財政見通し」を記載しています。

4ページ及び5ページは、2「財政見通し」について説明があります。普通会計の細かな数値がありますが、あまり好転するという見通しはない。様々な経費は増加し、投資的経費も抑制する方針ですが、現在の既定の府中駅南口再開発事業や市庁舎建設などで増加するというので、その結果、財源が不足するため基金の取り崩しや市債の借入をしていくことになると思います。しかし基金は限度があるので、それをどう改善し、基金の取り崩しをしないで済むような体制をつくっていくかが課題になると思います。

6ページからは、3「今後の公共施設・インフラの維持に対する考え方」で、公共施設・インフラ等に関する老朽化対策費が必要となるため、施設種別ごとの経費を示しています。8ページ下表は、建物以外のデータを示したものです。今後、道路などのインフラの劣化対策が必要となりますが、その必要な費用を推計したものが9ページの下表

です。内容については新しく配付された資料をご確認ください。資料を見ると分かりますが、財源的に不足が生じることが想定されていて、10ページで「今後のインフラ管理方針について」を示し、11ページでこれらを踏まえた前期基本計画の推進について示しています。従来からの行財政改革に継続して取り組むとともに、さらに優先度の高い施策や事業に重点的に投入する「選択と集中」により対応していく旨を示しています。

次に、12ページ第3章では、前期の施策全体を示す「施策体系」を記載しています。これは既に確認された「基本目標」の柱ごとに、各柱6つから9つの「基本施策」を立てています。それに基づいて、「基本施策」ごとに5つ程度の「施策」を掲げています。

本日は、これから、「生活・環境」分野と「文化・学習」分野についてご審議いただきたいと思えます。

○朝岡会長 事前に資料をお送りしていますので、既にお読みいただいているということをご前提に、ポイントをご説明いただきましたが、今回初めて出された資料ですので、さらに事務局から補足説明をお願いします。

○事務局 はじめに、前期基本計画の骨子部分ですが、資料4の1ページの第1章「前期基本計画について」では、計画の位置付けとして、前期基本計画は、基本構想に掲げる都市像「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち」を実現するための施策の方向性と体系及び実施事業を明らかにし、事業執行の指針とするものです。

計画期間としては、平成26年度から平成29年度までの4年間とし、平成30年度から平成33年度までの4年間の後期基本計画については、前期基本計画の展開の過程で定めるものとします。

次に、2ページ以降の第2章「財政状況・財政見通し」では、1「経済・財政状況」は、先ほど説明がありましたので、簡略して説明しますが、市の財政状況は、2ページ下表の平成19年度以降の歳入状況の記載のとおり、市税では19年度と比較し、23年度では20億円を超える減収となり、基金繰入金及び市債で財源を確保している状況となっていて、3ページの歳出状況では、人件費及び公債費を抑制する中、扶助費が大きく伸び、学校の耐震化などの対応で投資的経費も5割増となっていますが、一方で事務事業の見直しや施設の維持管理経費の節減などで経常経費の抑制を図っています。

次に、「財政指標」では、経常収支比率や実質公債費比率などの指標に目標を定めて健全財政に努めていますが、目標を維持するのが困難な状況です。4ページの2「財政見通し」では、前期基本計画の期間中の「財政見通し」を示していて、経済状況の先行きが不透明で今後も厳しい状況が続くと見込んで推計しています。歳入のうち、市税は、景気が不透明な中で増は見込めず、減少傾向となります。また、歳出では、扶助費の増加傾向は続くと見込んでいて、投資的経費も府中駅南口再開発事業や市庁舎建設などの大規模事業等が予定され、投資的経費のための財源として、基金の取り崩しと市債の借入を活用しても財源が不足するため、基金により補填せざるを得ない状況です。現在の財政見通しは、歳入不足を基金で補填することにより歳入歳出を同額としています。

このままでは、近い将来、基金が枯渇するので、徹底した事務事業の見直しによる歳出抑制や新たな歳入の確保に努める必要があると考えます。なお、推計方法については、5ページに記載していますので、後程ご覧ください。

6ページの3「今後の公共施設・インフラの維持に対する考え方」では、市の保有する公共施設は、中段の表に示しているとおりの全体で57.1万平方メートルあり、これらの施設が老朽化して、安全性の確保・大規模改修等に多くの費用がかかることが予測されます。その費用を見込んだものが7ページのグラフで、年平均61.5億円の費用が必要と見込まれ、計画的な維持管理、既存施設の廃止・転用・複合化を図り、長寿命化対応に向けた取り組みを進めます。8ページの下表は、市の保有する「インフラの管理数量」で、これらも老朽化しているため、管理にかかる費用も膨大と考えられます。9ページは、現時点の「インフラの整備状況」で、現状は、安全性が確保できた状態ですが、今後、急速に劣化が進行すると想定されます。次に、下表の「将来の管理費用の予測について」は、年平均80.7億円の経費を要することになり、多額の財源不足が生じる結果となります。10ページの「今後のインフラ管理の方針について」では、現状の問題を把握し、長期的なインフラ管理の方針を示しています。

11ページの4「財政見通し及び公共施設等の老朽化を踏まえた前期基本計画の推進」では、これまでの状況から、計画の推進が非常に厳しい状況となります。中段以降に記載している本計画を推進する考え方として、従来から実施してきた行財政改革の取組の継続に加え、優先度の高い施策や事務事業に予算と人員を重点的に投入する「選択と集中」を一層明確化にし、抜本的な事業改善に取り組むとともに、分野横断的テーマを「重点プロジェクト」とし、綿密な進行管理の下に推進していきます。

続いて、12ページ及び13ページの第3章「施策体系」では、第6回総合計画審議会にて基本的に了承を受けていますが、考え方として、まちづくりの継続性を重視し、第5次総合計画の施策体系をベースとしつつ、目的・手段の関係や施策規模、施策の進捗状況に着目して再構築を行い、5分野で32の基本施策、85の施策を位置付ける体系としています。また、併せて「重点プロジェクト」の位置付けについても、図の中で分かりやすく表現しています。

最後に、14ページから18ページの第4章「重点プロジェクト」についての基本的な考え方は、先程の第2章「財政状況・財政見通し」のとおり、厳しい財政見通しや公共施設・インフラの老朽化対策という制約の下で、「選択と集中」による効率的な施策展開を見据えた計画とするために、現行の施策体系の枠組みにとらわれず、計画期間にて重点的かつ優先的に実施すべき4つの中心テーマを分野横断的に取りまとめています。なお、4本の柱立てや大まかな方向性については、事前に市長の確認を得ています。

○朝岡会長 ただいまの谷副委員長及び事務局の補足説明を踏まえてご議論いただきたいと思います。

(意見等なし)

○朝岡会長 特にご質問がないようですので、提案のとおり承認したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○朝岡会長 それでは、①「基本計画素案(骨子部分)」については、確定したいと思います。

次に、②「各施策の取組内容」について報告をお願いいたします。本日もご協議いただくのは、資料5の「生活・環境分野」及び資料6の「文化・学習分野」の2分野です。まず、最初に「生活・環境分野」について、起草委員会委員長の奥副会長から、説明をお願いします。

○奥副会長 それでは、資料5をご覧ください。最初に、1ページですが、4ページ以降の「各施策の取組内容の見方」について記載しています。上段左側には、「基本施策」及び「施策名」があり、(1)「現状と課題」については、この施策の現状や市が認識している課題を示し、(2)「めざす姿」は、市が到達点としている将来の姿を示し、「施策指標」として、「めざす姿」の達成状況を測る現状値と前期基本計画の最終年度である平成29年度の目標値を示しています。また、この施策を取り組むに当たっての「市民に期待すること」、「施策の方向性」や「主要な事務事業」を掲載しています。

次に、2ページは、「施策体系の見方」として「基本構想」、「基本計画」の2階層で構成され、それぞれの中で、「都市像」をはじめ、「基本構想」、「基本計画」、「基本施策」、「施策」、「事務事業」などを体系的に示しています。3ページ以降は、分野別の施策の内容で、本日は、「生活・環境」分野の「基本目標」、「基本施策」、「施策」が3ページに示されています。これらの内容について、ご審議いただきたいと思います。「生活・環境」分野については、施策が12あり、4ページ以降の12の各施策について「現状と課題」、「めざす姿」、「施策指標」、「市民に期待すること」、「施策の方向性」、「主要な事務事業」について、起草委員会で文言も含めて検討して、手直しを行った結果が本日もお配りしているものです。まず「生活・環境」分野の中身について皆さんにご議論いただき、次に資料6は「文化・学習」分野です。構成は同様で、9つの「基本施策」があって、その下に施策が21あります。この分野についても同様に起草委員会で目を通し、手直しした結果がお手元にお配りしているものとなります。これらの内容についてご審議いただきたいと思います。

○朝岡会長 総合計画をなぜ策定するかに関わりますが、府中市においても厳しい財政状況が見込まれています。このような中で事業のプライオリティを付ける必要がありますが、基本計画に記載されているものを実施するという考え方が原則だと思います。計画期間中に実施しなければならないことは、全て盛り込むように考えていただきたい。基本的には漏れがないようにご覧いただきたいと思います。「生活・環境」分野と「文化・学習」分野の両方ご説明いただきましたが、「文化・学習」分野については事前にご意見をいただいております、まず、「生活・環境」分野についてご質問、ご意見等をお願

いしたいと思います。

○**西宮委員** 4か年の総事業費が示されていますが、算出の考え方は過去の実績からのものなのでしょうか。また、財政予測の説明がありましたが、そうしたものと照らし合わせての数字なのか、単なる過去の実績を積み上げた個々の事業の経費を参考にして出している数字なのか教えてもらいたい。

○**事務局** 各計画の事業費は、過去の実績を踏まえて各主管部と調整した中で、平成26年度から平成29年度までの必要な経費を推計しており、財政見通しについては、過去のベースから推測し、見通しの中で事業の取捨選択などを行っていく前提で今回の計画を作っています。

○**前田委員** 西宮委員の質問と重なりますが、経常的経費は載せてありますが、投資的経費については、財源をどうするかとの説明もあったものの、施策の中では投資的経費を省いているため、どのような観点で見れば良いのでしょうか。

○**事務局** 財政見通しで、投資的経費が増えると財源不足が生じるのではないかとのご意見ですが、そのような要素も確かにあると思います。ご説明のとおり、経常経費は扶助費が伸びている点、また市税等が落ちている点などを含め、財源不足が生じていると考えています。投資的経費の記載については、支出額がある程度見えているものは記載しています。しかし、投資的経費は、計画期間が長いため、金額が見通せないものもあるので、そのような事業は、明確な事業費を明示することができないため、総事業費の算定から除いている旨を記載しています。次回に審議いただく府中駅南口再開発事業などの投資的経費については、事業額等が見えているため掲載しています。

○**前田委員** 要望として、新規の投資的経費とインフラや公共施設のマネジメントにかかる維持管理経費にかかる部分とは、分けて記載していただきたいと思います。

○**事務局** 例年ある維持管理の経費と、新たに増える投資的経費の比較のようなものが出せたらとのことですが、今回の総合計画では財政見通しとして出しているのは、投資的経費の総額という表現をしているので、細かく記載することは難しいと考えます。

○**朝岡会長** 先ほど承認いただいた骨子部分のところかと思いますが。財政が厳しい状況で鍵を握っているのは、主に投資的経費をどのくらいかけるかというのがポイントになりますが、今議論されている基本計画部分の「生活・環境」分野と、「文化・学習」分野では直接触れていない部分です。少なくともこの分野では、経常的経費を何にどのくらい当てるかということですので、投資的経費については、後に必要に応じて議論していただくとして、当面は経常的経費としてどのような事業を考えていくかという視点で議論いただきたいと思います。

○**都築委員** 「生活・環境」分野の中の6番目「災害対応能力の向上」の中に「危機管理対策の強化」とありますが、主に避難のことが書かれています。ひどい災害が生じた場合、避難と救護が必要だと思いますが、救護についてはどこに示されていますか。施策37を見ると、ほとんど避難のことしか書かれていないと思います。

○**奥副会長** 施策37の部分に救護の部分も含めて考えています。自助、共助に基づいて災害対応するという考え方も含めていますので、救護も含めて対応するという考え方です。

○**都築委員** それでは、「主要な事務事業」の「防災資材等整備事業」に含まれているということでしょうか。災害が起こって、1週間か2週間の初期の整備が必要で、避難とは違う問題として、救護の問題を取り扱う必要があると考えます。

○**朝岡会長** 他にご意見はありますか。

○**崎山委員** 施策37についてですが、大地震が生じた際に学校が避難所になっていると思います。「文化・学習」分野の7「学校教育の充実」の中で、施策56「学校施設の保全」がありますが、縦割り行政的になっているように思えます。施策37が施策56と関係があることを明記しておいた方が良いのではないのでしょうか。

○**奥副会長** 施策間の関係性は非常に重要であると思います。実際には施策一つひとつで完結するのではなく、相互に連携して効果が現れるものであると思います。このような体系的な整理の仕方では、縦割りで完結していて、相互の関連性が見えないというのはご指摘の通りだと思います。それを、横くしを通して見るものが、重点プロジェクトであると理解しています。

資料4の16ページにプロジェクト2:「防災・減災のまちづくり」がありますが、この中で、小学校、中学校の施設についても言及しておくべきだと思います。この点については、事務局とも相談しながら検討したいと思います。また、施策間の相互の関係をどのように分かりやすくするのは工夫のしどころだと思うので、検討事項とさせていただきます。

○**朝岡会長** 一つひとつの施策がお互いに影響を与えているのは事実ですが、これを各施策に書き込むと繁雑になってしまいます。例えば、施策56「学校施設の保全」については耐震の問題はありますが、骨子部分で説明があったとおり、年平均約61億円の改修保全費のうちほぼ半分近くが学校施設になり、ここにつながる事項が主に記載されています。ある程度、重点の置き方を明示するために、このようになっていると理解いただければと思います。先ほど基本計画に書かれたことを実施し、書かれないことを実施しないというニュアンスでお話ししましたが、これは考え方の話で、重要性のあるものは「主要な事務事業」として積極的に書き込んでいます。施策がお互いにどう関係するのか、「重点プロジェクト」と「施策」の関係について分かりやすく提示する必要があると思います。この点については、起草委員会と事務局で検討して改めて提示させていただきます。

○**西宮委員** 資料5の17ページ、施策33「ごみ減量化・資源化の推進」の(4)「主要な事務事業」で、「資源物の行政収集を縮小します」と記載があります。以前から民間の資源回収を充実させたいとの考えを主管課から聞いているが、まだ自治会のカバー率が100パーセントになっていない中で、そこまで言い切っているか疑問があります。

- 事務局 そここまで言い切れるかについて、改めて主管課に確認していきます。
- 山崎委員 西宮委員の意見のとおり、自治会や老人会、子供会などで集団回収を実施しています。ただ、資源回収の全体量の中で、おそらく半分も回収できていないと思います。荒川区だと思いますが、行政収集はやらずに、自治会回収で全て行っているとの報道がありました。区が収集するにはかなりの費用がかかりますが、自治会が回収することで、その部分の費用を自治会に還元し、自治会の活性化につなげていくとの考え方です。府中市でも自治会連合会として、市に集団回収について基本的な考え方を示してほしいと伝えてあります。また、府中市全体で回収が進んでいない地域を示したマップづくりをお願いしています。それにより私どもも積極的に行動したいと考えています。市からも、極力行政としての収集を減らしていき、その分の予算を自治会の運営に充てていきたいとの考えを伺っていて、この表現のように進めていただければと思います。
- 朝岡会長 分かりました。それでは、審議会としては、「資源物の行政収集の縮小をめざします」と修正することが良いのではないかということで、主管課に確認いただきたいと思います。ごみ収集のお話が出ましたが、高齢者の見守りとの関連でごみ回収が位置付けられるという話も聞いています。高齢者はごみ出し自体が大変で、そこが地域とのつながりになるという考え方があります。ごみ回収の多面的な機能について、何かお考えがあればお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。
- 伊藤委員 いま山崎委員からご意見がありました。老人会がごみ回収をしています。集まることで情報源となり、回収することで見守りにつながると聞いています。
- 朝岡会長 ここにどのように記載できるのか分かりませんが、ごみイコール減量と考えがちですが、人間が生活していくには必ずごみは出るものですから、ごみの出し方によって地域のネットワークをつくる視点もあることを認識いただければと思います。
- 山上委員 全体的な考え方を教えてもらいたいのですが、目標値が示されていますが、施策によっては平成29年度で達成できるものと、長期的に取り組み続けなければならないものが混在していると思います。これらの違いが分かりやすいように工夫してもらいたいと考えます。到達点がどこにあって、今どのあたりにあるのかが分かりづらい状況だと思います。数値だけを追っていると、目標があいまいになるので分かりやすくできると良いと考えます。
- 朝岡会長 目標値の設定の根拠の話になると思いますが、事務局の意見はいかがでしょうか。
- 事務局 「目標値」については、主管部で設定したものです。「めざす姿」にリンクする数値として設定したものです。平成29年度の目標値は、あくまでその時点で到達していきたい目標値であり、後期基本計画を策定する段階でまた新たに目標を設定することになると考えます。現状値との比較については、直近の値が分かっているものは記載していますが、この値から平成29年度の目標値に向けて、「施策の方向性」や「主要な事務事業」を記載しています。

○朝岡会長 なかなか難しいところですが、前期計画と後期計画がありますが、具体的な目標値を設定して実現度合いを測るというのは、前回の総合計画からはじめました。非常に分かりやすい、納得しやすい数値もありますが、分かりにくい指標もあるのが現状です。あくまでも目安として設定している点もあります。考え方によっては、誰が責任を取るのかという問題もあり、微妙なものです。ここでは、目安として見ていただき、著しくおかしい数値についてご指摘いただければと思います。

○山上委員 最終目標があるものについてはそれを示していただけると、現状がどこで平成29年度がどこまで達成できるのかを確認できますので、最終目標を設定してもらいたいと思います。

○事務局 最終目標が明確なものについては、説明欄の中で示している施策もあります。例えば、資料6の6ページ「男女共同参画の推進」については、最終目標を説明欄で表記しています。

○朝岡会長 最終目標については、事務局と起草委員会で調整していただき、可能なものは明示していただきたいと思います。私の説明の趣旨は、目標値は位置付けについて幅があるということをご理解いただきたいということです。具体的には、資料5の4ページ、施策27「自然環境の保全の推進」で2つ指標が設定されています。「自然観察会や体験学習へ参加したことがある市民の割合(%)」については、現状が8.4パーセントで目標値が20.0パーセントとなっています。20.0パーセントにならないにしても、増えていた場合に問題とするのが課題です。20.0パーセントという数値より、どのようにして数値を増やしていくかに意味がある数値です。目標値の扱い方については、確実に達成しなければならない数値と、目安として増えれば良い、減った方が良いという数値があることを踏まえていただきたい。最終目標を明示できるものについては、検討事項にさせていただきたいと思います。

○加藤委員 施策37「危機管理対策の強化」の「施策の方向性」の2番目ですが、今、小中学校に、多目的貯水槽を設置することに取り組んでいます。その旨について追記していただきたいと思います。

○事務局 ご意見のように市では多目的貯水槽の整備を進めています。これは、平成25年度に目標を達成できる可能性もありますので、状況について確認し、加筆修正していきたいと考えます。

○加藤委員 今後は、中学校だけでなく、その他の公共施設などについても広がる可能性があるため、検討していただきたいと思います。

○朝岡会長 具体的には、25ページ、(3)「施策の方向性」の2番目「避難所となる市立学校などの公共施設において、生活必需品や災害用資材等の備蓄を計画的に進めます」という項目に、水は重要な項目であることを踏まえて、「多目的貯水槽の整備」を入れる方向で主管課と調整していただきたいと思います。他にご意見はありますでしょうか。

○奈良崎委員 「基本構想素案」の中で、例えば、17ページ、(3)「生活環境の保全」の「重点的取組」では、「公共施設における自然エネルギーの利用を推進するなど、省エネルギー化に関する施策を重点的に推進します」と記載されているが、その上で基本計画をみると、その点が記載されていない。この分野に限らないが、公共施設や交通安全施設において省エネ化を図っていく方向性が市としてあるなら、その点が施策展開に盛り込まれるべきだと思います。自然エネルギーの利用、省エネルギー化が具体的な施策としてどこに盛り込まれているのか、関連付けが分かりにくいと思います。これは、学校施設に限らず、交通安全施設など市が管理している施設全てに関わってくると思いますが、どう捉えたら良いでしょうか。

○事務局 「基本計画」については、「主要な事務事業」を記載して、さらに細かい予算事業が付いている状態です。そのため、すべての事業が記載されていない状況であり、施策29では、省エネルギーの推進などは、「施策の方向性」の中で捉えていて、具体的には全て載せ切れてない状況です。

○奥副会長 施策29にしっかりと書き込めば良いと思います。(3)「施策の方向性」の3つ目ですが、現状では市民生活の中での取組が記載されていますが、本来であれば市が積極的に公共施設の省エネルギー化に取り組むということを明記すれば整合が取れると考えます。

○奈良崎委員 市でも地球温暖化防止のための地域推進計画ができ、具体的に数値目標を決めて取り組んでいます。そのあたりをどう展開するかというところが、総合計画の中での考え方として盛り込まれないと整合性が取れなくなるのではないのでしょうか。

○朝岡会長 ご意見のとおり、施策29「環境に配慮した活動の促進」の中に、市民にどういうことをやってもらいたいということが書いてありますが、行政が何をやるかということがあまり書かれてなく、ある意味では書かなくても公共施設等を改修したり建てたりするときに、再生可能エネルギーをできるだけ使うようにしたり省エネ化するというのは常識化していますが、何かのかたちで施策の中に明記するようにすべきだと思います。この点について、起草委員会と主管部で調整してもらいたいと思います。その他何かご意見はありますか。

○小林委員 施策28の「緑のまちづくりの推進」で、指標の2番目「緑化協議による緑地確保面積」の現状値の29ヘクタールを平成29年の目標値である47ヘクタールとするのは、「地域まちづくり条例」に基づく緑化協議により確保された緑地の面積との記載がありますが、現実的ではないと思います。望んだが出来ない可能性もある希望値という書き方なのではないでしょうか。その前の施策27の「自然環境の保全の推進」の施策指標で、体験学習等への参加率は希望値のようですが、緑化の目標値47ヘクタールはどちらの意味合いが強いのでしょうか。

○事務局 目標値は達成できる見込みで目標値を設定しています。しかし、この指標は、市の努力で動かせる数値ではなく、開発等が行われる中で市に提供される緑地等がどの

くらい増えるかというところになりますので、具体的に市自らで何かをやってこの目標値を達成するのは多少異なる目標値になっており、確実に達成ができる、またそれに向けて市で取組ができるというのでは多少違う内容になっていると思いますが、目標値としては達成できる見込みの中に出されていると考えます。

○朝岡会長 理解の仕方としては、ある程度の根拠を持って設定している数値と理解して良いと思います。

○小林委員 私はすごい数字だと思っています。

○朝岡会長 本当にやれるのかということですが、再度主管課に確認してもらいましょう。他にご意見はありますか。

○山崎委員 目標値の理解の仕方が難しいと思います。できることなら最終期待値があり、その前に平成29年度の目標値を載せられれば、見て分かりやすいと思います。例えば、24ページ一番下の「災害時の避難場所を知っている市民の割合」を見ると、現状は77.9パーセントで目標が85.0パーセントとなっています。大地震が来た時に、一時避難場所を知らない人が15パーセントもいるというのは問題だと思います。期待値としては100パーセントだと思います。市民全員がいざというときに一時避難場所を知っていないと困ります。しかし、浸透させるというのは実際には難しい問題もありますので、目標値は85パーセントが良いのですが、最終が入れられるものは入れてどうかと思いましたので、先程の山上委員の意見に賛成です。

○朝岡会長 この点については、起草委員会と主管課で検討いただくことにしたいと思います。本日は文言まで含めて決定はできませんので、論点が出尽くしているようでしたら、「生活・環境」分野については、同意いただいたということにさせていただき、検討するものとして残ったものは事務局と起草委員会で確認していただくとして進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(よいとの声)

○朝岡会長 それでは、そのように決定したいと思います。

次に、③「各施策の取組内容（文化・学習分野）」に移り、この分野では、二人の委員からご意見をいただいております。このご意見と対応案について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、③「各施策の取組内容（文化・学習分野）」における、委員からの事前のご指摘に対する主管課の見解についてご説明いたします。

まず、施策39「人権意識の醸成」では、「めざす姿」の文末の「行政だけでなく地域社会においても手助けがなされています」という表現は、扶助費や独自施策の削減のような印象を受けるため、「地域の相談や助け合いの中で、適切な行政の支援につながっていきます」と修正していただきたいのご意見がありました。それに対する主管課の見解としては、行政の経費や施策を削減するとの趣旨ではなく、市民検討協議会での意見を踏まえ、地域において住民相互に手助けがされている社会こそ人権が守られている

“あるべき社会”との認識の下、この表現としています。また、ご提案の表現では、適切な行政の支援が主題と捉えられかねないことから、「行政の支援だけでなく、地域においても相談や助け合いがなされています」に修正したいと考えます。

次に、施策41「男女共同参画の推進」の2番目の指標「市が設置する審議会などにおける女性委員の割合」について、「指標の説明」では「委員の男女構成比がそれぞれ40パーセント以上を目指します」となっているが、29年度目標値が35パーセントとなっているのはなぜかというご指摘がありました。それに対する主管課の見解としては、基本構想の最終年度の平成33年度に40パーセントまで増加させることを目標としていることから、前半の前期基本計画の4年間で35パーセントまで上昇させたいと考えているとのことでした。しかし、現在の「指標」の説明では、表現が適切ではないため、「委員の男女構成比が基本構想の最終年度にそれぞれ40パーセント以上となるよう、前期基本計画の4年間では35パーセント以上を目指します」と修正したいとの回答がありました。

施策53「教育・指導内容の充実」では、「施策指標」について、第5次後期基本計画にあった「授業が分かりやすい感じる児童・生徒の割合」がなくなっているが、この指標が基本になるのではないかと感じるとのご意見がありました。それに対する主管課の見解ですが、子どもたちに確かな学力の定着を図るためには、授業が分かりやすいことが大前提となっていて、その上で、全体的な学力の底上げを図っていくことを狙いとして施策を推進するとの趣旨から、記載のとおり、現在の3つの項目を指標としているとの回答でした。また、施策指標の2番目「豊かな心（都学習状況調査における「奉仕の心」の回答率）」については、児童・生徒に対する設問の意義や指標の説明の意味が分かりにくい、なぜこの指標を設定したのかとのご指摘がありました。それに対する主管課の見解ですが、子どもたちに生きる力を育み、確かな学力・豊かな心・健やかな体を大きな柱として、バランスのとれた力を育成することが重要と考えていて、この視点に基づき、客観的なデータに基づく「豊かな心」の指標として「奉仕の心」の回答率を選定したとのことでした。なお、確かな学力の指標も同一の調査を根拠としていて、より客観性も高まるものと捉えているとの回答でした。

同じ施策53について、「学校教育」に関して、「市民に期待すること」を挙げながらも、市民というよりは、幼稚園や学校に関わっている者だけで完結するよう感じられ、ボランティア団体やNPO、他課との連携などがしにくく感じられたとのご意見がありました。これに対する主管課の見解ですが、(2)「めざす姿」の2行目「学校、保護者、地域社会が一体となって教育・指導内容を充実させることによって」との文章における「地域社会」については、地域の教育力を活用する視点でボランティア団体やNPOなども大きな意味で包含しているため、連携は図られているものと認識しているとのことでした。

施策55「児童生徒の健康づくりの推進」では、「市民に期待すること」で、「学校医、

学校歯科医及び学校薬剤師」と限定した記載となっているが、他にも保健に携わる専門職はあるので「等」という括りでも良いのではないかとのご指摘がありました。それについて主管課に確認したところ、ご指摘のとおり修正することに賛成しますとの回答でした。同じ施策の(3)「施策の方向性」で、「食育や体育の授業を通じて」とあるが、多くの医療・保健に関わる専門職種と連携し、保健指導の充実を図ることで、健康づくりの推進になると思うので、「食育事業や体育の授業を通じて」の後に、「専門職種と連携し保健指導の充実を図り」の文言を入れたらどうかとのご提案がありました。それに対する主管課の見解は、食育事業に関しては、栄養士も関わっているため専門職と連携することに支障はないものの、体育の授業に関しては、専門職種の範囲、内容等でさらに精査を要する必要があるため、本文への掲載は難しいものと認識しているとの回答でした。

○朝岡会長 結論から言えば、施策39に対する前田委員のご指摘については修正したいとのことです。また、施策41に対する前田委員のご指摘については、誤解をないように修正するとのことです。施策53に対する前田委員、原委員からのご指摘については説明をいただいているが修正はしないとのことです。施策55について原委員がご指摘いただいた文言については、ご指摘のように修正させていただきます。ただし、(3)「施策の方向性」の中で、「体育の授業などを通じて」の「体育」で差し障りがあるため、ご提案ではありますが、文言を加えるのは難しいという回答をいただいているということでした。この点も含めて、何かありましたご意見ご質問を賜りたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○崎山委員 施策52「教育環境の充実」の「指標の説明」の文言ですが、「指標名」には「パーソナルコンピューター等」なので、平成29年度はパーソナルコンピューターというよりも色々な端末も出てくることもあるので、個人情報が出てくることを考えると、個人のハードを市が提供するのはいかがでしょうかと思っておりますが、必ずしも平成29年度には、パーソナルコンピューターに限らないと思うので、「指標の説明」にも「パーソナルコンピューター等」とした方がよいと思っております。

○事務局 ご指摘のとおりで対応できると思っております。一応主管課に確認するようにいたします。

○朝岡会長 確認するまでもないと思っておりますが、一応こうしますと伝えてください。

○奈良崎委員 「学校教育の充実」で、今学校で課題となっているのは、いじめであり、めざすべき姿としてはいじめのない学校をめざすべきではないかと思っております。「めざすべき姿」の表現として示すことができないのでしょうか。実現できるかどうかの問題や、いじめのとりえ方の問題もありますが、そこに積極的に取り組んで行くことが必要ではないか。たくましく生きていくためにも施策とともに、「めざすべき姿」で表現できないかと思っております。

○事務局 主管課に確認していきたく思います。

○**谷委員** いじめの問題は、「文化・学習」分野の一番はじめの「人権と平和」のところで、「虐待、いじめ、ドメスティックバイオレンス」ということで取り上げていて、認識としては、社会全体のいじめとして捉えるべきではないかと思います。もし学校教育で入れるとすれば、いじめに立ち向かうというような教育にしていくという方針で、施策53に書き入れていくことが考えられます。

○**崎山委員** 教育委員長の立場から、そういうことは29ページの「事業名」にある教育相談で対応したいと思います。いじめの素地をなくすためには先ず教育相談です。子どもたちがスクールカウンセラーに相談をします。それに対して指導室から人を派遣します。そういう人たちがいじめの素地をなくすために動いていますので、29ページの相談事業に含まれていると思います。

○**奈良崎委員** 取組としては、施策52か53に含まれていると思いますが、めざすべき姿としていじめのない学校を記載できないかということです。

○**朝岡委員** 施策と計画の立て方と、市民感覚のバランスの取り方ですが、市民感覚として、いじめとか学力問題は大事な教育問題で、確かに人権問題の一環であることは確かですが、今ご説明いただいて分かるような状況ですので、なんらかの方法で施策52か53においていじめについて触れていただくよう、主管課と調整していただきたいと思います。他に何かご意見等がありますでしょうか。

○**山上委員** 前回、施策51の「幼児教育の充実」について、学校教育の中で位置付けざるをえないという説明でしたが、「施策指標」に「子育てに関する相談件数」があります。これは、「たち」での相談件数でしょうか。あるいは、幼稚園でそれだけの相談があったということでしょうか。推察するに「たち」の数値であると思うので、前回の話を踏まえると、ここに「たち」の数値を記載するのは齟齬が出てくることになるため、確認していただきたいと思います。

○**事務局** 「幼児教育の充実」に関しては、幼児教育の主管部課からの数値ですので、幼児教育に関する数値かと思いますが、主管部課に確認いたします。

○**朝岡会長** 「文化・学習」分野についても主管課に戻して、見直しをする必要がある部分もありますので、先ほどと同じ様に改めて審議会で議論し直すということはしませんが、今回持ち帰ったものの報告も含めて、次回確認して決定するというにしたいと思います。このような方向でよろしいでしょうか。

(よいとの声)

○**朝岡会長** それでは、本日の議題については終了することができました。その他として、委員の皆さんから何かありますでしょうか。

(意見等なし)

○**朝岡会長** それでは事務局からありましたらお願いします。

○**事務局** 2点について、ご報告いたします。

まず、次回の第8回審議会の開催日ですが、平成25年1月18日(金)午後3時よ

り開催したいと考えます。会場については、後日連絡をいたします。

なお、次回の議題としては、基本計画素案の「各施策の取組内容」の（健康・福祉分野）、（都市基盤・産業分野）、及び（行財政運営分野）の3分野についてご協議いただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

2点目として、第9回目の審議会の日程については、約1か月の期間を要するパブリック・コメント手続の実施前に前期基本計画素案を確定させる必要があることから、当初の平成25年3月8日（金）の開催予定日を1月30日（水）に変更させていただきたいと考えています。

○朝岡会長 次回の議題は、本日の修正の確認と、残された3分野について中心にご議論いただくということです。また、開催日の変更の提案があり、第9回の審議会の日程の変更がありました。個々にご都合があるかと思いますが、委員の皆さんが問題なければ変更することにさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

（よいとの声）

○朝岡会長 それでは、第8回審議会の開催は平成25年1月18日（金）午後3時から開催することとし、また、ただいまご承認いただきましたように、第9回審議会は平成25年1月30日（水）に変更になりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第7回総合計画審議会を閉会したいと思います。長時間にわたりお疲れ様でした。

（以 上）